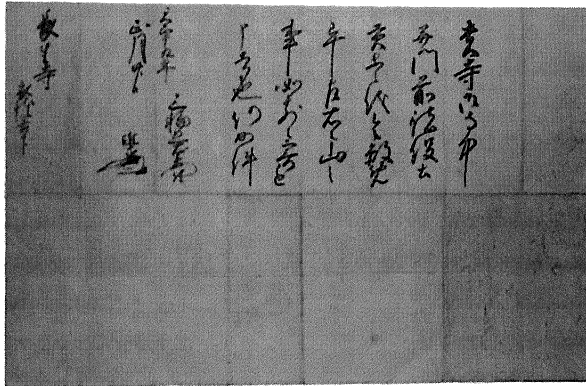


都留市史

通史編

豊臣系大名の 元忠と鳥居家臣は都留郡に落ち着く暇は無かった。天正十一年（一五三）からは信濃計略に参画入国と都留郡し、また同一三年には真田攻撃、やがて小田原攻めと、いそがしく戦場を駆けめぐっていた。そして天正一八年、五代にわたって関東に覇を唱えて来た北条氏は滅亡した。これで、豊臣政権の力は東国へと及び、甲斐にも変動を及ぼした。徳川氏は関東へ移封され、甲斐は豊臣秀吉の養子となった羽柴秀勝、腹心加藤光泰、五奉行の一人の浅野長政とその子幸長と、豊臣政権下では縁者・近臣による一国支配が続けられる。徳川氏旧領では分割支配が進むなか、甲斐は一国支配が継続され、豊臣政権は甲斐を徳川氏への押さえとして位置づ



天正19年（1591） 長生寺への三輪近家年貢諸役免許状
（長生寺所蔵）

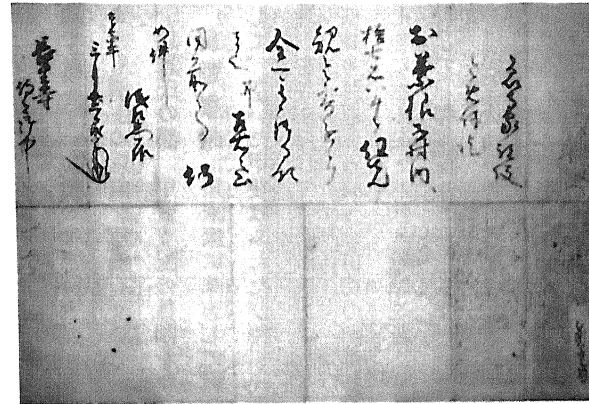
けていたと思われる。

この一国支配のもと、関東と境を接する都留郡には一郡を管轄する体制が敷かれていった。羽柴秀勝の時代には、寺社への安堵と寄進の証文の発給人名からうかがうに、三輪五右衛門尉近家が国中にも関与しつつも、主として郡内を担当していたと思われる。ただし、秀勝の支配は天正一八年（一五三）八月から同一九年二月までと短期間であったため、十分な展開を見なかったといえよう。跡を受けた加藤光泰は、当初は養嗣子として迎え、実子誕生後に家臣となつた加藤作内光吉を谷村に配置し、都留郡の一郡範囲での管轄を委ねた。しかし、光泰は二年後の文禄二年（一五九三）に朝鮮半島で死去し、嗣子貞泰は美濃内へ転封となるため、光吉もまた十分な時間を持つことができず、都留郡を去った。

その跡には浅野長政・幸長父子が入った。初入部は文禄三年二月で、三月には支配方針の覚を出している（『大日本古文書』家わけ「浅野家文書」）。同覚は一条目に、九筋のうち一筋へ三人ずつ奉行を置くとあり、複数による在地支配の方針からは郡内領と河内郡のいわゆる二領は外されている。そのため三人奉行制に代わり、都留郡には重臣の浅野左衛門佐氏重が配置された。郡内各地に残る史料から見ると、以降、都留郡にはようよう氏重を頂点とした一郡単位での支配が展開されることになる。

寺社領の安堵と寄進 羽柴・加藤・浅野時代において、市域に残る当該史料の多くは寺社領の安堵・寄進状である（近世Ⅰ五～一八）。この時期、領主は新領国へ入るとまず、人々の信仰を得ている寺社に対し、旧領主と変わらぬ保護を与えることで民心の安定を図ろうとしたためである。このうち、浅野氏の時代を見ておう。

押紙「浅野家五通之内」とある長生寺文書中、はやくは文禄三年（一五九四）五月に、これまでの長生寺領内山年



慶長4年（1599）長生寺への浅野氏重寄進状（長生寺所蔵）

貢の徴収権を認めた証文が出されている（近世Ⅰ一六八）。入国後、まず浅野氏は寺社の既得権を認めることを基本方針としたが、同時に、郡内では浅野氏重を責任者に検地を施行しており、市域では文禄三年八月の朝日村検地帳写（近世Ⅰ一〇六）が残されている。この長生寺宛ての証文も、寺領付き山への改めが前提となっていよう。

検地後すぐに寄進状が発給された寺社もあるが、長生寺は文禄五年（慶長元年）から再び検地、また再検地が行われてのち、一国規模での算出を終えるまで延ばされている。この再検地の結果、慶長三年（一五九八）になり、豊臣政権から浅野氏へ、惣高二万五千石のほか豊臣氏蔵入分や軍役免除分をも記載した甲斐国知行方目録が出されている（『大日本古文書』家わけ「浅野家文書」）。豊臣政権から知行高を確認された浅野氏は、あい前後して、家臣への知行割りを行い、寺社へは寄進状を発給していった。長生寺へは慶長四年三月二二日付けで一七石余の寄進状、および同月二五日付けの添状が出されている。浅野氏の時代には、それまでの個別・散在的な検地でなく、いわゆる太閤検地が一国規模で行われたため、その検地結果を踏まえた寺社領の安堵・寄進は、前代よりも領主の意向を色濃く反映したものといえよう。